

## コミュニティ協議会とは

あま市の各地域では、大字（自治会・町内会）をはじめ、交通安全協会、防犯協会、自主防災会、福祉、青少年、高齢者などの各種地域団体、NPO法人、ボランティア団体、事業者、地域住民など、いろいろな団体が様々な活動を行っています。

いま、私たちの周りを見ると、急速な社会の変化に伴い、少子高齢化、共同体意識の希薄化、防犯・環境問題など、地域にはさまざまな課題があります。

こうした課題を解決していくためには、それぞれの団体が個別に活動するだけでなく、地域のいろいろな団体や個人が意見を出し合い、ともに協力して、住みやすい地域づくりをしていくことが大切です。

「コミュニティ協議会」は、概ね大字区以上の単位で設立し、協力し合い、よりよいまちづくりを進めるという目的の下に、英知とエネルギーをひとつにし、連携し一体となって活動を進めるために住民やいろいろな団体が集まって組織されたものです。そのため、地域に住む人たちが集い、自分達のまちについて語り、そして自発的にまちの将来像を考え、その将来像に向かって、地域に住む人が当事者意識を持って、計画的に課題解決に向けて取り組んでいくことが重要になってきます。

コミュニティ活動を活発に、より効果的に繰り広げるための核になる組織であり、「自分たちのまちは自分たちでよくしていこう」という共通の目的のもとに、多様な活動を展開しています。

### あま市のコミュニティ協議会（H30.04.01.現在）

- ・活動中13団体（旧七宝町4団体、旧美和町5団体、旧甚目寺町4団体）
- ・休止2団体
- ・解散1団体

#### ※コミュニティ協議会の課題

- ・役員や活動団体の構成員の高齢化により担い手が少なくなっている。
- ・会員（町内会費）の減少により、活動資金の減少が進んでいる。
- ・コミュニティ協議会が無い地区がある。
- ・団体として活動しているため、コミュニティスクールなど個人を基本とした活動には協力が難しい。

### あま市の大字区

- ・42区（旧七宝町12地区、旧美和町17地区、旧甚目寺町13地区）

### あま市の小学校区

- ・12学校区（旧七宝町4学校区、旧美和町4学校区、旧甚目寺町4学校区）

#### 【参考】

自主防災会の活動については、殆どの各大字区内に防災会があり活動しています。安全安心課の自主防災育成費補助金を活用し訓練の実施や防災倉庫やその資機材の整備が行われています。

## あま市のコミュニティ協議会の設立の取り組み

市では、区でもなく、町内会や子供会等でもなく、地域コミュニティの発展等を目的としたコミュニティ団体の設立を支援しています。

### ・コミュニティ活動推進事業補助金

その協議会の事業に対しての補助制度となっており、事業の実施前に申請、実績報告後に補助金交付となります。

### ・「コミュニティ協議会設立のご案内」の冊子

コミュニティ協議会の設立を考えている方々に向けて、コミュニティ協議会の概要、構成、活動方法や設立後の補助金の内容をまとめた冊子を作成している。

### ・コミュニティ協議会交流会の開催

平成29年度より、あま市市民活動センターと協働しコミュニティ協議会の課題の共有や情報交換の場として開催している。また、設立を検討している地区の人に参加を促して、設立するための情報収集の場としている。

## コミュニティ協議会の設立についてよくある質問

### Q. コミュニティ協議会の構成はどのようにすべきですか？

A. 大字（自治会、町内会）だけでなく、福祉、青少年、高齢者などの団体や、NPO法人などができるだけたくさん集まることが住民の総意につながるものと考えています。なお、協議会は、各種団体のネットワーク化・相互補完を図った、地域の特色を活かした組織となります。

### Q. 大字、自治会とはどのような関係ですか？

A. 大字は、自治会をより広域にとらえてスケールメリットを生かした活動を行おうとするものです。一方、協議会は、地域の基礎的な単位である自治会を始め、地域の様々な団体なども加わって、より相乗効果を発揮した活動を行おうとするものです。大字（自治会・町内会）は協議会の中では中核的な存在として活躍を期待されています。

### Q. 既存団体（自治会、地域団体など）の事業はどうなりますか？

A. 協議会が設立されても、既存の団体の事業まで代って行うものではありません。つまり、協議会を構成している団体の事業は、これまでどおりその団体の事業となります。したがって、活動は従来どおり行っていただけます。

### Q. 市からの支援はありますか？

#### A. 【財政支援】

補助事業名 コミュニティ活動推進事業補助金

対象内容 コミュニティ協議会が実施する協議会が実施するコミュニティの推進及び活性化に寄与する事業に係る経費

補助額 補助対象経費の1/2、上限20万円

#### 【その他の支援】

相談・情報提供、講座の開催など